

様式1 (G-MIS様式)

事業報告書			
医療法人番号	02019		
報告期間	自	令和3年4月1日	
	至	令和4年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	医療法人せいわい会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。	
	分類① 社団（出資持分あり）		
	分類② その他		
	分類③ 基金制度不採用		
	(2) 事務所の所在地		都道府県 広島県
	市区町村 広島市中区		
	町名・番地 平野町6番24号		
	建物名		従たる事務所の記載はこちら
	(3) 設立認可年月日		昭和62年9月22日
	(4) 設立登記年月日		昭和62年9月26日
(5) 理事長の氏名	姓 白川		
	名 廣雄		
役員及び評議員の人数			
役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
(2) 附属業務	記載はこちら		
(3) 収益業務	記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事			
理事			
理事			
理事			
理事			
監事			
監事			
監事			
評議員			
評議員			
評議員			
評議員			
評議員			

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式 2

法人名 医療法人せいわ会

※医療法人整理番号

0	2	0	1	9
---	---	---	---	---

所在地 広島県広島市中区平野町6番24号

財 産 目 録

(令和4年3月31日現在)

	1. 資 産 額	2,753,053 千円
	2. 負 債 額	3,405,797 千円
	3. 純 資 産 額	△ 652,743 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	502,582
B 固 定 資 産	2,250,470
C 資 産 合 計 (A+B)	2,753,053
D 負 債 合 計	3,405,797
E 純 資 産 (C-D)	△ 652,743

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建	物	(■ 法人所有	□ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

貸借対照表
 令和4年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	502,582	I 流動負債	450,873
現金及び預金	179,219	支払手形	0
事業未収金	309,151	買掛金	22,270
有価証券	0	短期借入金	32,000
たな卸資産	9,443	未払金	57,095
前渡金	53	未払費用	28,241
前払費用	5,455	未払法人税等	202
その他の流動資産	-740	未払消費税等	2,930
		前受金	0
		預り金	10,043
		前受収益	0
		その他引当金	71,550
		その他の流動負債	226,540
II 固定資産	2,250,470	II 固定負債	2,954,923
1 有形固定資産	2,018,765	医療機関債	0
建物	1,710,950	長期借入金	2,751,116
構築物	58,152	繰延税金負債	0
医療用器械備品	14,132	その他引当金	65,066
その他の器械備品	47,642	その他の固定負債	138,741
車両及び船舶	0		
土地	0		
建設仮勘定	0		
その他の有形固定資産	187,888		
		負債合計	3,405,797
		純資産の部	
		科目	金額
2 無形固定資産	7,198	I 出資金	50,000
借地権	2,500	II 積立金	-702,743
ソフトウェア	3,024	代替基金	0
その他の無形固定資産	1,673	繰越利益積立金	-702,743
3 その他の資産	224,506	その他積立金	0
有価証券	0	III 評価・換算差額等	0
保有医療機関債	0	その他有価証券評価差額金	0
その他長期貸付金	600	繰延ヘッジ損益	0
役員等長期貸付金	0		
長期前払費用	122,936		
繰延税金資産	0		
その他の固定資産	100,970		
		純資産合計	-652,743
資産合計	2,753,053	負債・純資産合計	2,753,053

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人せいわ会

医療法人番号	02019
--------	-------

所在地 広島県広島市中区平野町6番24号

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日 /

(単位：千円)

科目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,839,701
2 事業費用		
(1) 事業費	1,900,315	
(2) 本部費	0	1,900,315
本来業務事業損失		-60,614
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		-60,614
II 事業外収益		
受取利息	0	
その他の事業外収益	45,247	45,247
III 事業外費用		
支払利息	12,071	
その他の事業外費用	21,545	33,616
経常損失		-48,983
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	44,769	44,769
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	21,382	21,382
税引前当期純損失		-25,596
法人税・住民税及び事業税	202	
法人税等調整額		202
当期純損失		-25,798

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること (自動表示)。
 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
 3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
 リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

様式5

法人名 医療法人せいわ会

所在地 広島県広島市中区平野町6番24号

※医療法人整理番号	0	2	0	1	9
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人せいわ会
理事長 白川 重雄 殿

私（注1）は、医療法人せいわ会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月26日
医療法人せいわ会
監事 XXXXXXXXXX

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。